

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う ガス料金のお取り扱いについて

お客さま各位

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

佐渡ガスでは、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金貸付制度をご利用した方を対象に、以下の条件でガス料金のお支払い期限の延長措置を実施いたします。

1. 対象となる方

- 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・総合支援資金）の貸付を受けた方であって、一時的にガス料金の支払いに困難を来している方

2. 対象となるガス料金

- 2020年2月検針分と3月検針分、お支払い期限が3月25日以降のもの（都市ガス、LPガスとも）

3. 猶予となる期間

- 1か月
- ※ 当社では検針日から50日を経過してガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給をお止めしていますが、この期日を最大1か月延長するものです。

4. この措置のお手続きについて

- 延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります。
- また、生活福祉資金貸付制度の「貸付決定通知書」をご提示いただきます。
- 詳しくは、佐渡ガス（TEL：27-3631）までご連絡ください。

以上